

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月17日
【会社名】	ANAホールディングス株式会社
【英訳名】	ANA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片野坂 真哉
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション室 グループ総務部長 坂爪 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション室 グループ総務部長 坂爪 浩
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年3月30日
【発行登録書の効力発生日】	2018年4月9日
【発行登録書の有効期限】	2020年4月8日
【発行登録番号】	30 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	180,000百万円 (180,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づ き算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2019年4月17日(提出日)である。
【提出理由】	2018年3月30日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするた め及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するた め、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金5,000百万円を社債総額とするANAホールディングス株式会社第37回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ソーシャルボンド)(以下「本社債」という。)(別称:ANAホールディングスソーシャルボンド)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限(予定): 2026年5月(7年債)(注)

払込期日(予定): 2019年5月(注)

(注)それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額5,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備投資資金、借入金返済資金、社債償還資金、投融資資金及び運転資金等に充当する予定であります。

(訂正後)

設備投資資金、借入金返済資金、社債償還資金、投融資資金及び運転資金等に充当する予定であります。

なお、本社債発行による手取金は、全額を障がい者等のアクセシビリティ向上を目的としたウェブサイトの改修や空港施設・設備の改修及び従業員へのユニバーサル対応のための事業所施設・設備の改修といった社会課題解決に資する適格プロジェクトの設備投資資金(既存投資のリファイナンスおよび新規投資)の一部に充当する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< ANAホールディングス株式会社第37回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（別称：ANAホールディングスソーシャルボンド）に関する情報 >

ソーシャルボンドとしての適格性について

当社は、ソーシャルボンドの発行のために「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2018」（注1.）に即したソーシャルボンドフレームワークを策定しました。なお、ソーシャルボンドに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）より、「JCRソーシャルファイナンス評価」（注2.）の最上位評価である「Social 1」の予備評価を取得しております。

（注）1. 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。

2. 「JCRソーシャルファイナンス評価」とは、評価対象である調達資金がソーシャルボンド原則2018に例示されるソーシャルプロジェクト等に充当される程度ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。